

高知県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県国民健康保険法施行細則（平成30年規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村別納付金減算額）</p> <p>第4条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次項において「算定政令」という。）第13条第1号の規定により県が定める額は、<u>同号ロ</u>に掲げる額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（市町村別納付金減算額）</p> <p>第4条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次項において「算定政令」という。）第13条第1号の規定により県が定める額は、<u>同号イ</u>に掲げる額とする。</p> <p>2 （略）</p>